

1 裁判所及び検察審査会の所在地

(1) 地方裁判所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
松山地方裁判所（本庁）	〒790－8539 松山市一番町3－3－8	(089) 903－4379 〔総務課庶務係〕
松山地方裁判所大洲支部	〒795－0012 大洲市大洲845	(0893) 24－2038 〔代表（庶務課）〕
松山地方裁判所今治支部	〒794－8508 今治市常盤町4－5－3	(0898) 23－0010 〔代表〕
松山地方裁判所西条支部	〒793－0023 西条市明屋敷165	(0897) 56－0652 〔庶務課〕
松山地方裁判所宇和島支部	〒798－0033 宇和島市鶴島町8－16	(0895) 22－1133 〔代表〕

(2) 家庭裁判所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
松山家庭裁判所（本庁）	〒790－0006 松山市南堀端町2－1	(089) 942－0083 〔総務課庶務係〕
松山家庭裁判所大洲支部	〒795－0012 大洲市大洲845	(0893) 24－2038 〔代表（庶務課）〕
松山家庭裁判所今治支部	〒794－8508 今治市常盤町4－5－3	(0898) 23－0010 〔代表〕
松山家庭裁判所西条支部	〒793－0023 西条市明屋敷165	(0897) 56－0696 〔家事書記官室 庶務・少年係〕
松山家庭裁判所宇和島支部	〒798－0033 宇和島市鶴島町8－16	(0895) 22－1133 〔代表〕
松山家庭裁判所愛南出張所	〒798－4131 南宇和郡愛南町城辺甲3827	(0895) 72－0044 〔代表〕

(3) 簡易裁判所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
松山簡易裁判所	〒790－8539 松山市一番町3－3－8	(089) 903－4373 〔受付センター受付係〕
大洲簡易裁判所	〒795－0012 大洲市大洲845	(0893) 24－2038 〔代表（庶務課）〕
八幡浜簡易裁判所	〒796－0088 八幡浜市1550－6	(0894) 22－0176 〔代表〕
今治簡易裁判所	〒794－8508 今治市常盤町4－5－3	(0898) 23－0010 〔代表〕
西条簡易裁判所	〒793－0023 西条市明屋敷165	(0897) 56－0749 〔刑事・簡裁書記官 室民事係〕
新居浜簡易裁判所	〒792－0023 新居浜市繁本町2－1	(0897) 32－2743 〔代表〕
四国中央簡易裁判所	〒799－0405 四国中央市三島中央5－4－28	(0896) 23－2335 〔代表〕
宇和島簡易裁判所	〒798－0033 宇和島市鶴島町8－16	(0895) 22－1133 〔代表〕

愛南簡易裁判所	〒798-4131 南宇和郡愛南町城辺甲3827	(0895) 72-0044 〔代表〕
---------	--------------------------	------------------------

(4) 検察審査会

名 称	所 在 地	電 話 番 号
松山検察審査会	〒790-8539 松山市一番町3-3-8	(089) 941-4211
大洲検察審査会	〒795-0012 大洲市大洲845	(0893) 24-2038
西条検察審査会	〒793-0023 西条市明屋敷165	(0897) 56-0664
今治検察審査会	〒794-8508 今治市常盤町4-5-3	(0898) 23-0010
宇和島検察審査会	〒798-0033 宇和島市鶴島町8-16	(0895) 22-1133

2 裁判所及び検察審査会の管轄区域

高 等 裁判所 (本庁)	裁判所				検 察 審 査 会	管轄区域	合 議 事 件	少 年 事 件
	地方裁判所・家庭裁判所			簡 易 裁判所				
	本庁	支部	家 裁 出張所					
(高松)	松山			松山	松山	愛媛県のうち 松山市 伊予市 東温市 上浮穴郡 伊予郡 喜多郡内子町のうち小田 支所の所管区域	松山	松山
		大洲		大洲	大洲	大洲市 喜多郡内子町（小田 支所の所管区域を除く。）		
				八幡浜		八幡浜市 西予市のうち三瓶 総合支所の所管区域 西宇 和郡		
		今治		今治	今治	今治市（宮窪町四阪島を除 く。） 越智郡		
		西条		西条	西条	西条市		
				新居浜		新居浜市 今治市宮窪町四 阪島		
				四国 中央		四国中央市		
		宇和島		宇和島	宇和島	宇和島市 西予市（三瓶総合 支所の所管区域を除く。） 北宇和郡	宇和島	宇和島
				愛南		愛南		

(注) 1 「合議事件」欄は、その管内の民事事件、刑事事件、家事事件及び少年事件の合議事件を取り扱う地方裁判所・家庭裁判所の本庁又は支部を示す。

2 あ「少年事件」欄は、その管内の少年法で定める少年の保護事件の審判に関する事務を取り扱う家庭裁判所の本庁又は支部を示す。

3 「管轄区域」欄は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律に基づくものである。